

令和3年9月30日
中部地方整備局

10月から12月は「建設業取引適正化推進期間」です

～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、法令遵守に関する活動を幅広く実施することとしたのでお知らせいたします。

(参考) 令和3年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

(別紙1) 令和3年度「建設業取引適正化推進期間」の実施について

(別紙2) 令和3年度「建設業取引適正化推進期間」における講習会等一覧

(別紙3) 令和3年度 中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

【連絡先】 建政部 建設業適正契約推進官 久保田 素広
建設産業課長補佐 正木 貴文
TEL 052(953)8572
FAX 052(953)8606

(参考)

令和3年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところである。

令和3年度については、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、下記により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

記

1. 期間

令和3年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの講習開催や、対面での講習においては消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離の確保、換気の励行等に努める。

② 留意事項等

- i 改正建設業法が令和3年4月1日より完全施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されたことから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。

(3) 立入検査及び報告徴取

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意する。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

令和3年度「建設業取引適正化推進期間」の実施について

1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

国土交通省及び都道府県では、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、法令遵守に関する活動を幅広く実施します。

2. 期間

令和3年10・11・12月(10月1日～12月28日)

3. 主催

中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

4. 実施内容

- ポスターの掲示(中部地方整備局、県・市町村、建設業関係団体等)
- ホームページ等を通じた広報
- 建設業者を対象とした講習会等の開催

中部地方整備局

- 建設業法令遵守ガイドライン等の説明動画配信
- 出前講座の実施

静岡県

日時：令和3年12月15日(水) 13:30～15:00
場所：静岡県庁別館20階 第1会議室A
定員：60名

岐阜県

日時：令和3年11月18日(木) 13:30～15:00
定員：100名(WEB)

三重県

- 日時：令和3年11月5日(金) 13:30～16:30
場所：三重県松阪庁舎6階 大会議室
定員：50名
- 日時：令和3年11月8日(月) 13:30～16:30
場所：三重県四日市庁舎6階 大会議室
定員：100名
- 日時：令和3年12月1日(水) 13:30～16:30
場所：三重県伊勢庁舎4階 401会議室
定員：50名

愛知県

- 日時：令和3年10月11日(月) 10:00～11:40
場所：ウィルあいち ウィルホール 定員：200名
- 日時：令和3年10月15日(金) 14:00～15:40
場所：刈谷市総合文化センター 大ホール
定員：300名
- 日時：令和3年10月21日(木) 10:00～11:40
場所：ウィルあいち ウィルホール 定員：200名

※ 詳細は、講習会等一覧(別紙2)をご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等によって中止になる場合があります。

(4) 立入検査及び報告徴取の実施等

- 大臣(知事)許可業者に対し、中部地方整備局と各県の合同立入等検査を実施
- 「中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針」に関する事項 (別紙3参照)

**その見積りは
適正な価格に
なっていますか?**

みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか?
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか?

時貸代金を決定するにあたっては、双方で見積依頼・提出を揃えて協議を行ってください!

令和3年度 10・11・12月は
建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

<建設業取引適正化推進期間に関するお問合せ先>

国土交通省 中部地方整備局 建設部 建設産業課 (担当: 正木・堀江)

TEL(052)953-8572

令和3年度「建設業取引適正化推進期間」における講習会等一覧

【中部地方整備局】

内容	問合せ先
<p style="color: red; font-weight: bold;">建設業法令遵守に関する説明動画を配信します</p> <p>「建設業法令遵守ガイドライン」・「建設企業のための適正取引」に関する説明動画を中部地方整備局Webページにて公開しています。 詳細は【中部地方整備局Webページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html)】でご確認ください。</p>	国土交通省 中部地方整備局 建設部 建設産業課 052-953-8572
<p style="color: red; font-weight: bold;">出前講座を実施します</p> <p>「建設業の働き方改革(主に改正建設業法)」について、建設業団体等に出向き、講演を実施します。 詳細は【中部地方整備局Webページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/local_info/sougou/contents/koushi)】 でご確認ください。</p>	

【岐阜県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
11月18日(木) 13:30～15:00	【建設業講習会】 ・建設業法令遵守について ・改正建設業法について ・建設キャリアアップシステムについて	(WEB会議)	100	必要	岐阜県 県土整備部 技術検査課 058-272-8504

【静岡県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
12月15日(水) 13:30～15:00	【建設業講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業法令不適正事例について	静岡県庁別館20階 第1会議室A	60	不要	静岡県 交通基盤部 建設経済局 建設業課 054-221-3059

【愛知県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
10月11日(月) 10:00～11:40	【建設業講習会】 ・建設業許可について ・経営事項審査について ・建設業法令遵守について ・労働安全衛生法遵守について ・入札参加資格申請について	愛知県女性総合センター (ウィルあいち) ウィルホール	200	不要	愛知県 都市整備局 都市基盤部 都市総務課 052-954-6502
10月15日(金) 14:00～15:40	【建設業講習会】 ・建設業許可について ・経営事項審査について ・建設業法令遵守について ・労働安全衛生法遵守について ・入札参加資格申請について	刈谷市総合文化センター 大ホール	300		
10月21日(木) 10:00～11:40	【建設業講習会】 ・建設業許可について ・経営事項審査について ・建設業法令遵守について ・労働安全衛生法遵守について ・入札参加資格申請について	愛知県女性総合センター (ウィルあいち) ウィルホール	200		

【三重県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
11月5日(金) 13:30～16:30	【建設業講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業法令不適正事例について ・建設業法におけるCCUSの意義について ・社会保険制度等について	三重県松阪庁舎6階 大会議室	50	不要	三重県 県土整備部 建設業課 059-224-2660
11月8日(月) 13:30～16:30	【建設業講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業法令不適正事例について ・建設業法におけるCCUSの意義について ・社会保険制度等について	三重県四日市庁舎6階 大会議室	100		
12月1日(水) 13:30～16:30	【建設業講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業法令不適正事例について ・建設業法におけるCCUSの意義について ・社会保険制度等について	三重県伊勢庁舎4階 401会議室	50		

【注意点】

- ① 講習会の対象者は建設業を営む方です。なお、全会場とも受講料は無料です。
- ② 開催内容は変更する場合がありますので、ご了承願います。
また、新型コロナウイルス感染症の状況等によって中止になる場合があります。
- ③ お越しの際には公共交通機関をご利用ください。
- ④ 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用をお願いします。

令和3年度 中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人（下請契約の注文者である建設業者）と下請負人（下請契約における請負人）との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきた。

特に、不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、建設工事の請負契約の当事者双方が法制度に対する理解を増進することが重要であり、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を進めてきた。

更なる法令遵守の徹底に向けて、中部地方整備局建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、適正な対応を図っていくこととし、人員、予算及び業務執行状況等も考慮しながら、必要な執行体制を確保する。また、昨年度に引き続き、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を十分に踏まえた対策を講じ、取り組みに努めていくものとする。

1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、例えば、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封するほか、講習会、建設関係団体等との意見交換会等様々な機会（以下「様々な機会」という。）を活用し各種相談窓口の周知に努める。

また、各種相談窓口における相談対応は、以下のことについて、必要な対応を図っていくものとする（「2. 立入検査及び報告徴取の実施」においても同様とする。）。

・令和2年10月に施行された改正建設業法（以下「法改正」という。）において新設された「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施すること。

・通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施すること。

2. 立入検査及び報告徴取の実施

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を実施する。

【検査対象】

立入検査等は、各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

【実施方針】

立入検査等は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的か

つ効果的な方法により実施する。

【重点事項】

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、その後も継続して改善状況について深掘りした情報収集や調査を行うものとする。

(2) 著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が工期設定に当たってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行うものとする。

(3) 下請代金の支払手段

法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されたところであり、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。

また、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会）の通達が発出され、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請事業者には負担させないこと等が盛り込まれたところであり、建設業法令遵守ガイドラインについても、今後同様の改定を予定しているため、必要な周知を実施する。

(4) 偽装一人親方対策

元請業者（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第19条第1項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。

(5) 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。

② 建設業退職金共済制度への加入の有無を確認し、加入していない場合は、制度の周知と対応を促す。（加入している場合は、建退共制度にかかる掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

【その他】

(1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）については国土交通本省国際市場課との連携を密にしながら、当該制度等の適切な運営に向け必要な対応をとるものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂）の周知に努めるものとし、本ガイドラインに沿った対応を求めるものとする。

3. 不良・不適格業者への対応に係る各県との更なる連携の強化

従前より、法令遵守の徹底については、中部地方整備局と各県において密接な連携を図って対応してきたところであるが、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いでおり、このような事案を繰り返し起こしたり、発注者に対して責任ある対応を行わない不良・不適格業者に対しては、中部地方整備局と各県の許可行政庁間において更なる連携強化を図り厳格に対応することが重要であることから、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するものとする。

4. 建設業の法令遵守に関する周知

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の創設以降、主に元請業者となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたが、建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請を問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、様々な機会を捉えて積極的に周知を図っていくこととする。

特に、法改正により新設された「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、建設業法令遵守ガイドライン（昨年作成した普及啓発のための動画を含む。）等を活用することとする。

5. 建設業取引適正化推進期間の実施等

これまで毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、またその取り組み内容の広報を積極的に行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、昨年度は10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と新たに位置付け、取り組みを進めてきた。

今年度も昨年度に引き続き、「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図るものとする。なお、講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、開催日時・場所等の設定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえつつ、過年度における参加状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、各県及び建設関係団体等と連携し、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

6. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請負人に十分に知られていないという指摘があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知する。

7. 関係機関との連携

- ① 各県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
- ② 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。